

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

水道事業及び水道用水供給事業の事務・権限の移譲に係る
都道府県の指定に関する取扱いについて

「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 27 年 1 月 30 日閣議決定)を受けて、水道法施行令の一部を改正する政令(平成 28 年政令第 102 号)が公布され、平成 28 年 4 月 1 日より施行されることとなり、これにより、水道事業及び水道用水供給事業(以下「水道事業等」という。)に関する国の認可等の事務・権限の一部が、厚生労働大臣の指定を受けた都道府県(以下「指定都道府県」という。)へ移譲されることとなった。

同令の内容は「水道法施行令の一部を改正する政令の施行について」(平成 28 年 3 月 31 日生食発 0331 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)によりお知らせしているが、指定に関する取扱いは、下記のとおりとするので、遺漏なきを期されたい。

記

第一 指定都道府県の指定に係る手続きについて

- 一 水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 15 条第 1 項に基づき、水道事業又は水道用水供給事業に係る公衆衛生の向上と生活環境の改善に関し特に専門的な知識を必要とする事務が適切に実施される都道府県を指定都道府県として指定することとしているが、都道府県において指定を希望する場合は、国に指定の申請を行うこと。
- 二 申請に際し、都道府県知事は、認可等の事務の実施体制を証する書類及び認可等の事務の実施に係る業務計画(以下「業務計画」という。)を申請書に添え、これを厚生労働大臣に提出すること。

第二 指定都道府県の指定について

指定都道府県として指定し得るかどうかは、個別の実情に照らして個々に判断するが、例えば、以下に該当する都道府県については、指定都道府県として指定しようと

考えられること。

- (一) 認可等の事務に従事することとなる専任の職員が5名以上置かれていること。
- (二) (一)に掲げる専任の職員に、水道技術管理者又はこれに準ずる者（水道法施行令第6条及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条の各号について、「水道に関する技術上の実務に従事した経験」を「水道に関する技術上の実務に従事した経験並びに水道事業及び水道用水供給事業の認可及び指導監督に従事した経験」に読み替えた場合に水道技術管理者の資格を有することとなる者）が含まれていること。
- (三) 都道府県内における水道事業等が一般の需要に適合し、确实かつ合理的に運営されるとともに、水道施設が施設基準に適合した状態であること等を確保するための取組について、具体的かつ合理的な業務計画を策定し、公表していること。

なお、当該計画には、その適切な実施が確保されるよう、水質検査・水質監視の取組、水道施設の更新・耐震化の取組並びに広域連携の検討など都道府県内における水道事業及び水道用水供給事業の経営基盤強化に向けた取組についても、各地域の実情を踏まえ、必要に応じて記載すること。

指定都道府県の指定をした場合には、その旨を当該都道府県の知事に通知するとともに、告示することとしていること。指定に際し、国から都道府県に対し、書類の受け渡し等、必要な引継ぎを行うものであること。

第三 指定都道府県の取消しについて

指定都道府県が、水道事業又は水道用水供給事業に係る公衆衛生の向上と生活環境の改善に関し特に専門的な知識を必要とする事務が適切に実施される都道府県でなくなったと認められるときは、当該指定は取り消されること。

指定の取消しは指定を取り消された都道府県の知事に通知するとともに、告示することとしていること。指定の取り消しに際し、都道府県は国に対し、書類の受け渡し等、必要な引継ぎを行うこと。

第四 認可等の事務の実施状況の報告等について

指定都道府県は、業務計画に記載した取組の進捗状況及び今後の取組の予定について、定期的に関係資料を添えて国へ報告すること。

指定都道府県は、業務計画の内容を変更（事務を所掌する組織の名称変更等の軽微な変更を除く。）若しくは廃止、又は当該認可等の事務を実施する体制を縮小しようとするときは、あらかじめ、その旨を国に対し届け出ること。